

## 独立行政法人国際協力機構日系社会青年海外協力隊へ派遣する公立小・中学校等の職員の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立小・中学校等に勤務する県費負担教職員(以下「職員」という。)が、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年埼玉県条例第1号。以下「派遣条例」という。)第2条第1項の規定に基づき、独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)から派遣され、日系社会青年海外協力隊(以下「海外協力隊」という。)に参加する場合、その承認の手続き等について、必要な事項を定めるものとする。

(応募の申出)

第2条 海外協力隊の隊員募集に応募しようとするときは、募集の願書締切日(以下「願書締切日」という。)までに、日系社会青年海外協力隊応募申出書(様式第1号。以下「応募申出書」という。)を、所属長、市町村教育委員会教育長を経由して、県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に提出しなければならない。

(所属長の意見)

第3条 所属長は、前条の応募申出書に、意見書(様式第2号)を添付しなければならない。

2 市町村教育委員会教育長は、前項の意見書に市町村教育委員会教育長の所見を付して提出しなければならない。

(応募の承認)

第4条 教育長は、応募申出書を受理したときは、速やかに承認又は不承認の決定を行い、応募申出承認(不承認)決定通知書(様式第3号)により、当該職員に通知するものとする。

(応募の不承認)

第5条 教育長は、職員が次の各号のいずれかに該当するときは、その応募申出を承認しないものとする。

- 1 勤務成績が良好でないとき。
- 2 現に従事している職務と海外協力隊の隊員として従事しようとする業務に密接な関連が認められないとき。
- 3 海外協力隊に参加することにより、所属所の業務に著しい支障が生じると認められるとき。
- 4 前各号に定めるもののほか、教育長が海外協力隊への参加を不相当と認めるとき。

(承認者の数)

第6条 第4条の承認は、1年度につき2人(公立小・中学校等に勤務する職員が、派遣条例第2条第1項の規定に基づき、機構から派遣される青年海外協力隊と併せて2人)を限度として行うことができるものとする。

(参加の届出)

第7条 海外協力隊の隊員の選考に合格し、海外協力隊への参加を希望するものは、合格通知書の写しを添付し、日系社会青年海外協力隊参加届出書(様式第4号)を所属長、市町村教育委員会教育長を経由して、教育長に提出しなければならない。

(帰国の届出)

第8条 参加隊員は、海外協力隊の任務が終了し、帰国したときは、速やかに帰国届出書(様式第5号)を所属長、市町村教育委員会教育長を経由して、教育長に提出しなければならない。

(人件費に係る事務)

第9条 参加職員に係る機構への人件費に係る事務は、県教育委員会事務局が行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則 この要綱は、平成20年3月25日から施行する。

附 則 この要綱は、平成26年2月25日から施行する。

附 則 この要綱は、平成28年3月15日から施行する。

附 則 この要綱は、平成31年1月31日から施行する。

附 則 この要綱は、令和3年4月27日から施行する。

附 則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。